

高橋有子議員

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、以下について議案質疑をさせていただきます。

「議案第64号 令和3年度伊丹市一般会計補正予算（第7号）」です。

まず、説明資料には「収益事業収入を効果的に活用した事業を実施します」と記載されています。

伊丹市として収益事業収入はこれまでどういう事業に充当してきたのか、また、どのような方針に従ってきたのですか？また、今回の方針はいかがですか？

この度の収益事業収入とは何なのか、どういった観点においてこれらの事業を選別し、効果的に活用した事業だといえるのか、具体的にご説明ください。

補正予算事業として、複数の事業が挙げられております。

コロナ禍において苦しんでおられる市民が多数いらっしゃる中、コロナ対策が市民において今一番求められている施策だと考えています。

伊丹市独自の施策として他に活用すべき余地はないのか、今回の補正予算（その他事業）にあげられている事業の緊急性、また優先されるべきと考えておられる具体的理由をお示しください。

特に下記事業について、なぜ今必要なのか具体的にお示しください。

- ・公衆トイレ改修構造検討委託事業
- ・環境クリーンセンター屋外トイレ改修工事
- ・小・中・高等学校防球ネット等改修事業

以上で質疑を終わります。

財政基盤部長天野純之介

私から、議案第64号「令和3年度伊丹市一般会計補正予算（第7号）」に関する質疑のうち、「収益事業収入を効果的に活用した事業」についてお答えします。

まず、「収益事業収入」についてですが、今回の補正予算書にも記載しておりますとおり、歳入の第21款「諸収入」の第5項「収益事業収入」のことであり、内容としましては、令和2年度モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金のうち、5億円を一般会計へ繰り出すもので、今定例会に議案第84号として、別途、ご提案しております。

収益事業収入については、その趣旨から、使途が特定されない一般財源であると考えております。しかし本市では、当初予算及び決算関係資料でもお示ししている通り、投資的経費における一般財源や子育て関係事業をはじめ、その時々に必要な事業に活用することとしており、議会にもご承認いただいております。

次に、「事業の選別」についてですが、今回ご提案しております事業につきましては、毎年度の予算編成において、必要性や優先度などから、予算化が後年度へ見送られたものや、令和4年度当初予算において予算措置を予定しておりました事業などを抽出・精査し、実施すべきものとして選定いたしました。

いずれの事業も、令和4年度以降において事業実施を検討し、予算措置が必要になってまいりますので、後年度における財政負担等を勘案しますと、収益事業収入を効果的に活用することで財政運営上のメリットがあるものと考えております。

総合政策部長辻本彰子

私から、議案第64号「令和3年度伊丹市一般会計補正予算（第7号）」の質疑の内、「補正予算事業」についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「伊丹市独自の施策として他に活用すべき余地」についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化している状況を踏まえますと、感染拡大の防止対策により、市民の命と健康を守ることが最優先であり、あわせて、市民の生活や雇用の確保、事業継続の対策等が必要であると考えております。

今年度におきましても、感染拡大の防止に有効な手段として期待される「新型コロナワクチン」の接種事業や公共施設等における消毒液等の資機材の配備事業、地域経済の活性化対策として商店街等が取り組むプレミアム付お買物券の発行支援事業等、様々な新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいるところです。

また、子育て世帯生活支援特別給付金事業や新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業など、国・県の措置に対し、本市では議会のご理解もいただきながら、迅速な対応を行ってまいりました。

今後も感染状況や国・県の動向を注視し、本市に必要な対策を講じてまいります。

次に、2点目の「補正予算に挙げられた事業の緊急性、また優先されるべき理由」についてでございます。

毎年度の予算編成作業では、限られた財源の中で、施策目標の達成に向け効率的、効果的な取り組みとなるよう、事業の緊急性や優先度などについて精査しているところです。

本定例会に上程いたしました補正予算案は、緊急性があるものの、予算化が後年度へ見送られてきた、老朽化等による設備の更新事業等に加え、令和4年度当初予算で予算措置を予定しておりました事業の中から、市民生活の安全・安心を確保することや、市民サービスの維持・向上等を図ることのできる事業であることから、前倒しして実施しようとするものです。

市民自治部長下笠正樹

私からは、議案第64号「令和3年度伊丹市一般会計補正予算（第7号）」のうち、「公衆トイレ改修構造検討委託事業」および「環境クリーンセンター屋外トイレ改修工事」に関する質疑についてお答えいたします。

はじめに、「公衆トイレ改修構造検討委託事業」についてでございますが、本補正予算事業として改修を予定している施設は、本市の玄関口である中心市街地のJR伊丹駅西側公衆トイレ及び、阪急伊丹駅南側の西台公衆トイレの2箇所です。

JR伊丹駅西側公衆トイレは、建設後24年、西台公衆トイレは、建設後38年がそれぞれ経過しており、衛生設備をはじめとした施設の老朽化が進んでおります。特に、西台公衆トイレについては十分なバリアフリー対応ができていないことなどから、先ほど理事兼財政基盤部長よりご答弁いただきました通り、必要性、優先度などを考慮のうえ、収益事業収入を効果的に活用するための事業の1つとして、次年度に予定している実施時期を前倒し、今回の補正予算に実施設計の一部である構造検討業務に係る経費を計上し、この結果を受けてトイレの改修事業を実施します。

本事業を実施することにより、子ども連れの方や高齢者、障がい者など様々な市民の皆さまに中心市街地の公衆トイレを快適に利用していただけるよう、機能性、快適性をより一層高め、市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、「環境クリーンセンター屋外トイレ改修工事」についてお答えいたします。

本トイレは、環境クリーンセンターの作業車両や各種機材を保管している公用駐車場内に設置されており、日中駐車場で作業する職員や収集業者が使用しているものであります。

なぜ今（改修工事が）必要なのかについてですが、当該施設は、建築されて46年間が経過しており、内外部の老朽化がかなり進んでいるため、腐食したドアパネルや亀裂の入った壁面タイルの改修等を実施いたします。

また、これまでも排水が悪くトラブルがたびたび発生しておりました。今年1月には、通常の清掃業務では対処し難い、排水管の詰まりが発生したため、今回、配管移設工事も併せて緊急的に実施するものであります。

教育総務部長馬場一憲

私からは、議案第64号 令和3年度伊丹市一般会計補正予算（第7号）のうち、小・中・高等学校防球ネット等改修事業に関する質疑にお答えいたします。

はじめに、本事業の実施に至る経緯につきまして、ご説明いたします。

今年の4月27日、宮城県内の小学校におきまして、校庭に設置されている防球ネットの木製の支柱が折れたことによる事故が発生し、同月30日、兵庫県を通じて、文部科学省から「学校に設置している防球ネットの緊急点検等について」の通知があり、学校設置者においては緊急点検を実施し必要に応じて修繕等の適切な措置を講ずるよう要請がありました。

本市におきましては、同通知前の28日から、市教育委員会の専門職となる建築職、学校長により、それぞれ緊急点検を開始いたしました。

そこで、「なぜ今、必要なのか」についてですが、これまで市教育委員会による建築基準法に基づく法定点検に加え、学校保健安全法に基づく学校長による安全点検等により、金属支柱の錆など具合や基礎の状態などを市教育委員会が総合的に判断し、修繕工事や更新工事を実施するなど保全整備に努めて参りました。

しかしながら、今回の緊急点検におきまして、即、転倒などに至る状態ではありませんでしたが、グラウンドの排水や雨水などの影響による錆や基礎などの老朽化がさらに進んでいることが判明し、子どもたちの安全安心を確保するためには、早急に対策を講じる必要があると判断したところです。